

◎新潟県告示第625号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
訪問介護事業所 とうかん福祉サービス	東蒲原郡阿賀町 九島5525番地	所在地	東蒲原郡阿賀町津 川811番地	東蒲原郡阿賀町九 島5525番地	H30. 4. 1
社協中央ヘルパー ステーションまごこ ろ	佐渡市栗野江 1837番地	名称	はたの訪問介護事 業所	社協中央ヘルパー ステーションまごこ ろ	H30. 4. 1
社協中央ヘルパー ステーションまごこ ろ	佐渡市栗野江 1837番地	所在地	佐渡市畑野甲531番 地2	佐渡市栗野江1837 番地	H30. 4. 1
社協東ヘルパー ステーションほほえみ	佐渡市春日1150 番地20	名称	りょうつ訪問介護 事業所	社協東ヘルパー ステーションほほえみ	H30. 4. 1
社協西ヘルパー ステーションゆうばえ	佐渡市相川羽田 町57番地1	名称	あいかわ訪問介護 事業所	社協西ヘルパー ステーションゆうばえ	H30. 4. 1
社協南ヘルパー ステーションかがやき	佐渡市羽茂本郷 550番地	名称	はもち訪問介護事 業所	社協南ヘルパー ステーションかがやき	H30. 4. 1